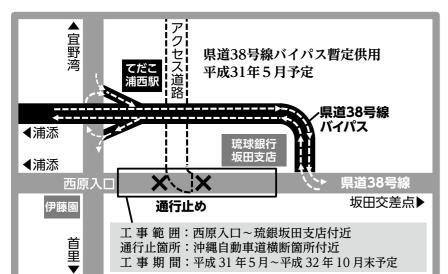
県道38号線 通行止め とバイパスの暫定供用に係る説明会



都市モノレールの延長区間の開 業に向けて、てだこ浦西駅へのア クセス道路(県道浦西停車場線) の工事を予定しています。工事期 間中は、県道38号線の一部区間の 通行ができなくなりますので、県 道38号線バイパスの利用をお願い します。皆様には、大変ご迷惑をお かけしますが、ご理解とご協力を お願いします。また、説明会を開催 しますのでご参加ください。

時:2月13日(水) 19時~ 所:町民交流センター (保健センター中ホール)

建設1班 ☎943-5520

|商売などの取引や測定等の証明に使用する「はかり」は、2年に1回定期検査を受ける義務があります。

2月25日(月) 10時~15時(12時~13時を除く) 町民交流センター プレイルーム

対 象

取引または証明で使用するはかりのうち

- ●以前に県による検査または代検査をしたはかりで、2 月時点で2年以上経過するもの
- ●新品購入したはかりで、2月時点で購入から3年以 上経過するもの

お問い合わせ 沖縄県計量検定所 ☎889-2775

- ●商品の売買で使用するはかり
- ●体重測定で使用するはかり
- ●調剤で使用するはかり・運賃の算出で使用するは
- ●農産物や水産物等の売買・出荷のために使用するは かり
- ●工場・事業場等の原材料の購入・製品の販売・出荷 のために使用するはかり

農地區周 ☎季表の這~

農地を耕作以外の目的で使用(住宅・資材置 場・駐車場など)する場合、事前に農地法に基づ く手続き(許可等)が必要です。しかし、手続きが なされていない事例(右記参照)が多く見受けら れます。ご注意ください。

「市街化区域」であっても、使用が「一時的」で あっても、目的が「公共事業」であっても、農地法 の手続きは必要です。

- •市街化区域内の農地に住宅を建築する場合
- ・住宅建築のため、隣の農地を借りて一時的に資 材置場として使用する場合
- ・公共事業を行うために、資材置場 として使用する場合

お問い合わせ 西原町農業委員会 ☎945-5281

お問い合わせ

☆九四四-四九九八

のとりで聞きず相談を

立地環境から台風等の 果を受ける る要因と その 0) 土壌の が を遮

しずつ変異がでて

いること

診断の結果、ここ数年で

意ください

健康状態など

町民の皆様

五月に町

以上

たことや、環境等のいう報告はありま



解決できるもので 今後も定期的な きるものではなく くる内容のため、 課題が残っ

ジ」の治療を開始

在する「内間御殿 在する「内間御殿のサ苅区(国指定史跡内間

然遺産として守っていきた必要な処置を施していき、 いと考えてい

> ょなみねひとし 與那嶺 等 がれい



めざせ樹齢五〇

0

年以上

しもじ ひろくに 下地 宏邦



でゃ かつじ 呉屋 勝司

ごゃ まさの! 呉屋 正則

30570-003-110 雷 20570-003-110

「人権擁護委員」をご存知ですか?今年は人権擁護委員

制度が創設されて70周年を迎えます。西原町には6人の 人権擁護委員がいます。相談は無料で、秘密は厳守され ますので、いじめ、差別、虐待など、ひとりで悩まずご相談

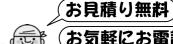
お問い合わせ 総務部 総務課 広報係 ☎945-5011



ください。

サンリフォーム沖縄

西原町字内間111-2 TEL.882-9155





15 広報にしはら No.564 H31.2.1 広報にしはら No.564 H31.2.1 14